

公安委員会 説明資料No. 1	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和7年9月11日 生活安全局
--------------------	---	--------------------

1 趣旨

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則」（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和7年9月12日（金）から同年10月11日（土）まで（30日間）

3 改正案の概要

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者は、異性交際を希望する者に対して、児童でないことの確認（規則第5条第1項）を行う必要があるほか、法第11条ただし書の規定に基づき、本人を特定する事項の確認（規則第6条第1項）を行っているところ、その確認方法にマイナンバーカード等を利用した公的個人認証サービスを追加する旨の改正を行うもの。

4 施行期日

公布の日

公 安 委 員 会	「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」の開催について	令和7年9月11日
説明資料No. 2		刑 事 局

1 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが詐欺をはじめとする様々な犯罪を実行し、治安対策上の脅威となっているところ、これらの犯罪では金融サービスがマネー・ローンダリングに悪用される実態がみられることを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の見直しも含めた効果的なマネー・ローンダリング対策について、各方面の専門家による検討を行っていただくもの。

2 有識者委員

- 金子 正志 弁護士
- 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 佐古 和恵 早稲田大学理工学術院教授
- 中里 和義 一般社団法人全国銀行協会コンプライアンス部長
- 野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
- 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 米山眞梨子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
・相談員協会常務理事

(敬称略、五十音順)

3 警察庁出席者

- 刑事局組織犯罪対策部長
- 長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
- 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

4 予定

令和7年9月18日（木） 第1回会議

公 安 委 員 会	令和7年秋の全国交通安全運動 の実施について	令和7年9月11日 交 通 局
説明資料No. 3		

1 実施期間

9月21日(日)から同月30日(火)までの10日間
(交通事故死ゼロを目指す日 9月30日)

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村及び関係13団体

3 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

4 運動重点に関する交通事故の特徴

(1) 総論

交通事故死者数は、秋から年末にかけて増加する傾向

(2) 運動重点(1)関係

- 状態別死者の構成率は、春から夏は「自動車乗車中」が最多、10月以降は「歩行中」が最多
- 10月以降、夜間の歩行中死者数が増加
- 歩行中死者・重傷者数は児童は10月が最も多く、高齢者は12月が最も多い

(3) 運動重点(2)関係

- 携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は近年増加傾向
- 携帯電話等使用による死亡事故率は、携帯電話等使用以外の事故の約3.3倍
- 飲酒運転による死亡・重傷事故は年末にかけて増加
- 「飲酒あり」の死亡事故率は「飲酒なし」の約7.4倍

(4) 運動重点(3)関係

- 自転車乗用中の死者数は減少傾向にあるが、「法令違反あり」の構成率は約7割から8割で高止まり
- 特定小型原動機付自転車の「飲酒あり」の割合は約15%